

消防予第141号  
令和7年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

問1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条の3第1項に規定する防火戸には、防火シャッターは含まれるものであり、耐火クロススクリーン及びドレンチャーは含まれないものとして解してよいか。

（答）

お見込みのとおり。

問2 規則第5条の2第3号口の規定について、面積の小さい通気口、換気口等を設ける場合については、防火ダンパーを設け、かつ、開口部相互間の距離を耐火構造の壁等を隔てて90cm以上離すことで、当該規定に適合しているものとして取り扱ってよいか。

（答）

差し支えない。

問3 規則第5条の3第2項第1号口の規定により設けることとされている階段の構造等は、建築基準法令において設置が義務ではない場合であっても、建築基準法令に適合させる必要があるか。

（答）

本規定の趣旨を踏まえ、建築基準法令に適合させることが望ましい。

問4 「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号）に規定されている「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は含まれないものと解してよいか。

また、「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することはできないものと解してよいか。

（答）

前段、後段ともお見込みのとおり。